多様化設備に対する主な意見

2019年12月4日 原子力エネルギー協議会



項目

1. 多様化設備の信頼性確保の考え方(火災、溢水)

2. デジタル安全保護回路に対する代替機能



1. 多様化設備の信頼性確保の考え方(火災、溢水)

【規制骨子案 抜粋(10/30公開会合)】

- ・共通要因によって安全保護機能と同時にその代替作動機能が損なわれるおそれがないよう適切な手段を講じる こと
- 【補足】「適切な措置を講じたもの」とは、安全保護回路の作動が要求される場合において安全保護機能と代替 作動機能が同時に損なわれないよう、物理的方法その他の方法によりそれぞれ互いに分離することをいう。設計基準事故等の起因となる事象に対して、その起因事象の影響を考慮しても安全保護機能に期待することなく多様化設備により適切に対処できるよう設計すること。例えば、ある想定される火災区域での火災により設計基準事故等が発生する場合には、その火災に対して安全保護回路と多様化設備が同時に機能喪失しないよう設計すること
- ・許可基準規則(略)第8条【内部火災】、第9条【溢水】・・によって安全保護機能と同時にその代替作動機能が損なわれるおそれがないよう適切な手段を講じること

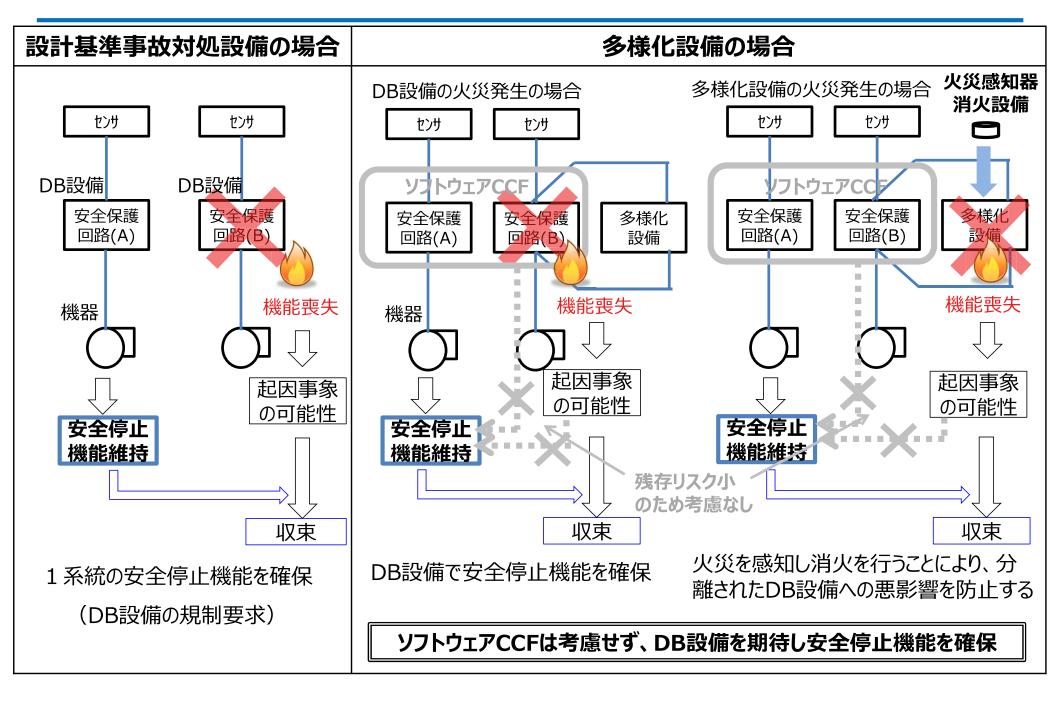
【補足】第12条【安全施設】のうち、第2項(多重性又は多様性及び独立性)については(略)適用しない

【上記を踏まえた信頼性確保の考え方(意見)】

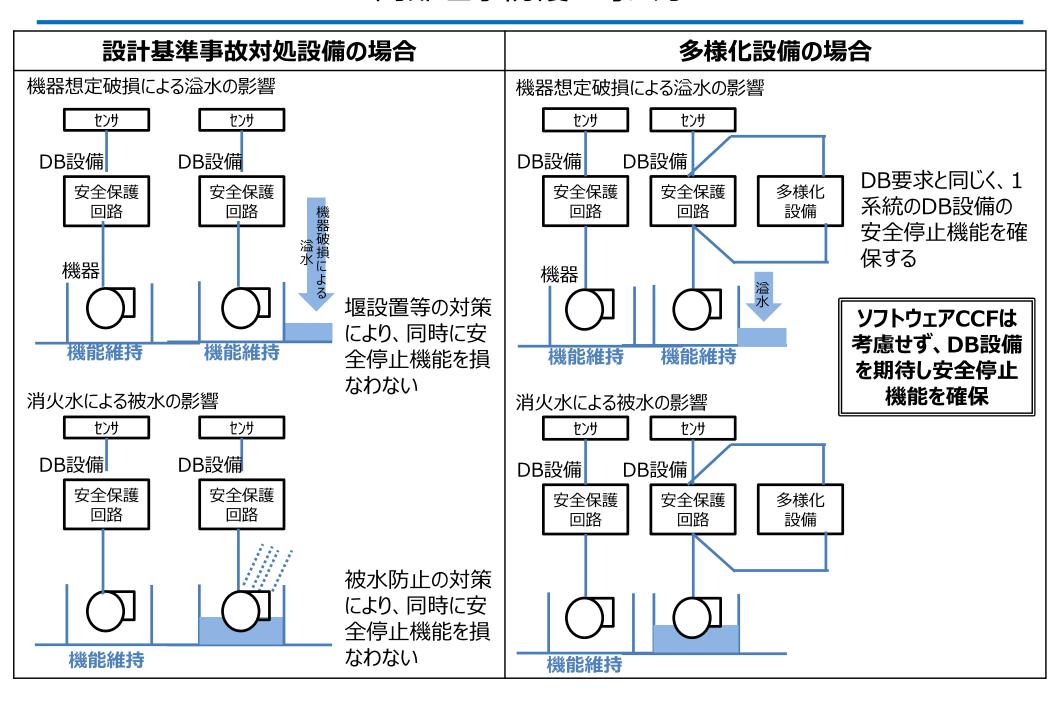
ソフトウェアCCFは設計上の残存リスクであり、火災等に伴う起因事象の発生と重畳するリスクは十分小さいため、火災等の発生に対しては、CCFは考慮せず、設計基準事故対処設備(DB設備)で安全機能を確保できるように対策を講じるものとする。

- ◎ 火災・溢水が発生しても、DB設備で安全停止機能を確保する
- ◎多様化設備が、火災・溢水の影響を受けたとしても、**DB設備の安全機能への影響防止 を図る**

火災防護の考え方



内部溢水防護の考え方



2. デジタル安全保護回路に対する代替機能

【規制骨子案 抜粋(10/30公開会合)】

・ソフトウェア起因の共通要因故障により、多重化されたデジタル安全保護回路がその保護機能を喪失した場合において、

A)安全保護回路とは異なる動作原理の機構により、

- B)原子炉停止系統及び工学的安全施設を
- C) 自動的に、又は原子炉制御室から手動により作動させることができること。

【補足】「A)安全保護回路とは異なる動作原理の機構」とは、ソフトウェアを用いることなく作動させることができるものなど、ソフトウェアに起因する共通要因によってデジタル安全保護回路と同時にその機能を喪失するおそれがないものをいう。

【要求事項の考え方(意見)】

A)は、ソフトウェアを用いた設備であっても、ソフトウェアに起因する共通要因故障によってデジタル安全保護回路と同時にその機能を喪失するおそれがないものについては、代替機能に含まれるものと考える。

<具体的な構成例>

- ①デジタル制御回路を使用していない機器 (例:ハードワイヤード)
- ②デジタル制御回路を使用しているが、デジタル安全保護回路とは共通部 分を有しないもの

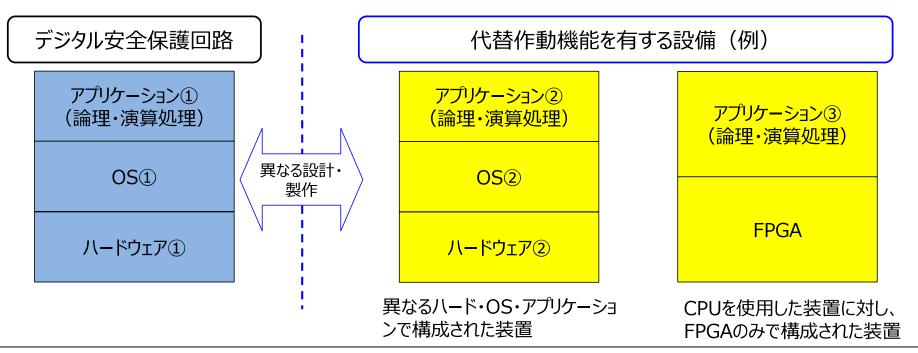


次頁



2. デジタル安全保護回路に対する代替機能

デジタル安全保護回路と<u>共通の設計の部分が無い</u>デジタル制御回路であれば、代替作動機能を有する設備として適用可能と考えられる



<参考>米国デジタルI&C審査基準で示されている、ソフトウェアCCFを除外することを認めるクライテリア(BTP7-19 rev.8 3.1.1より抜粋)

- ・多重性を担う他の機能と多様性が図られている(異なるデジタル技術の採用)
- ・共通又は共有化されたリソース(例:電源、メモリ、バス、通信モジュール等)を持たない
- ・使用される技術は高い信頼性があり、期待される期間において継続的に利用可能である
- ・継続的な運転可能性を検証するために、定期的なサーベイランスクライテリアが使用される